学校教育の方針

(1) 教育方針と努力事項

憲法・教育基本法・長崎県教育方針・長崎市教育方針

長崎市教育振興計画

【基本理念】体験や人とのかかわりの中で、豊かな心を育み、生涯にわたって自分らしく生き抜く長崎人の育成
【目　　標】豊かな人間性と自ら学び自ら考える力を身に付け、たくましく生きる児童を育む学校教育の創造

長崎市第四次総合計画に基づく重点目標と重点努力目標

1　心の教育の充実　（G1－2）
　生命を尊重する心、他人への思いやりや社会性、倫理観、正義感、美しいものや自然に感動する心など、児童一人一人の調和のとれた心豊かな人間性を培う。
2　確かな学力の向上　（G1－1）
　個に応じた指導の充実に努めることにより、基礎・基本を確実に定着させ、それを基に自ら学び自ら考え、「生きる力」の育成を目指すとともに、教師の指導力の向上を図る。
3　健やかな体の育成　（G1－2）
　健康教育の充実、学校給食の充実、学校体育等の充実を通して、健やかな体の育成を図る。

基　本　方　針

憲法、教育基本法、長崎県及び長崎市教育方針に則り、公教育としての信頼を確立し、保護者や地域の方々の期待に応えるため、教職員相互の信頼と協力のもとに、継承と創造の精神をもち、子どもたちの健やかな成長を育む。
我々は、子どもたちに深い愛情を注ぎながら、使命感をもって、学校教育の充実と発展に努める。

学校教育目標

地域に根差し、次代を担う、身ともに健康な子どもを育成する

目指す学校像

「笑顔が　花咲く　矢上小」
○　安心して過ごすことができる学校
○　質の高い学びを保証できる学校
○　地域に信頼され、愛される学校

めざす子ども像

やさしく思いやりのある子ども（徳）
がまん強くたくましい子ども　（体）
みずから考え取り組む子ども　（智）

めざす教職員像

使命感と向上心にあふれる教職員
人間性豊かな教職員
学び続ける教職員
組織に積極的に参画し改革の主体者となる教職員
自らの働き方を常に見直す教職員

重点目標と重点努力事項

やさしく思いやりのある子どもの育成

○　基本的生活習慣の定着
　・あいさつの徹底
　・環境美化・整備
○　社会力の育成
　・縦割り活動の導入
　・自己肯定感と生命尊重の育成
　・人権意識の向上
○　家庭と連携し不安や悩みを解消
　・相談体制の確立、通信の発行

がまん強くたくましい子どもの育成

○　生活リズムの確立
　・家庭と連携したメディアコントロールへの取組
　・「あはは運動」の徹底
○　運動に親しむ態度の育成
　・体力づくりへの取組
　・安全安心な運動環境整備

みずから考え取り組む子どもの育成

○　自ら問いを見出し解決する子の育成
　・学習規律と意欲的な学習
　・教育改革への対応
○　個に応じた学びの保証
　・学校図書館活用推進
　・インクルーシブ教育の充実
○　地域に根差した教育活動の活性化
　・自治力を高める地域教材活用
　・地域との情報共有・協力

学　年　目　標　＝　学　級　目　標